



吉道村
明編輯

近世太平記二篇

上

伊5
3994
4



伊豆
3994
卷 11

近世太平記編

卷首

近



世



吉村明道編輯

近世太平記二篇

版權免許 東璧堂藏版

太

來

記

戊寅丹桂飘香節

桂洲漁長書



近世太平記二篇卷之上

目錄

- 一 太陽曆を頒行せしむる事
- 一 徴兵令を布告せしむる事
- 一 佐賀騷乱原由の事
- 一 江藤新平島義勇賊魁と爲る事
- 一 前山精一郎正義の事
- 一 岩村高俊血戦虎口を遁る事
- 一 官軍御進發の事
- 一 長崎縣騷擾帆足清華盡力の事

一 官軍朝日山々々大捷の事

一 各所戦争賊軍敗績の事

一 賊徒潰敗開城を議する事

一 佐賀平定官軍入城の事

一 江藤新平落魄の事

一 島義勇捕縛の事

一 賊徒各地ふ於て捕縛せらるる事

一 江藤新平捕縛の事

一 賊徒悉く刑よ就き九州鎮静の事

一 臺灣征討發端の事

一 討蕃の諸軍長崎へ發向の事

一 西郷都督蕃地へ航海の事

一 西洲管管番出へ捕魚の事
 一 信番の備軍才候へ廻向の事

近世太平記二篇卷之上

大正六年一月五日
本校出版部



尾張 吉村明道編輯

太陽曆を頒行せむる事

故を去り新に就き汚俗日々改まるる古賢の訓にして

昭代ののりと知らまじらば茲に明治五年十一月九日

朝廷太陰曆を廃して太陽曆を頒行し是年十二月

三日を以て明治六年一月一日と定め給ひ詔して曰く

朕惟ふ我邦通行の曆なる太陰の朔望を以て月を

立く太陽の躔度を合せ故に二三年の間必ず閏月を置

きざるを得ず閏の前後時季候の早晚あり終に推歩

の差を生じらるる至る。殊に中下段に掲ぐる所の如き率に
妄誕無稽の屬し。人知の開達を妨ぐるもの少しとせむ。蓋
し太陽曆の太陽の躔度に従て月と立つ日子多少の異
あり。雖季候早晚の變あり。四歳毎に一日の閏を置き七
年の後僅に一日の差を生じらるる過ぎ。之を太陽曆に比し
まれば。最も精密あり。其便不便固より論を俟たざるを
と依り。自今舊曆を廢し。太陽曆を用ひ。天下永世之
と遵行せしめん。百官百司其旨と體せよ。

遂に諸官祭の月日と推歩し。之を改め。人日。上巳。端午。七夕。
重陽の五節を廢し。神武天皇紀元節。天長節の兩日を

以て大祝日と定らる。此月十日勅奏判任官其餘非役有
位の大礼服并に上下一般通常礼服を定め。之に従前の衣
冠を祭服とす。直垂狩衣上下等の總て之を廢せしめ
けむ。朝野共新令に驚き。竊ふ之を批議する者多し。
就中民間より新曆の農事便あり。原と喋々口と絶ざるを
けむ。朝廷更に太陽曆と併に頒行し給ひたり。

徵兵令と布告すの事

源平以來兵權將家歸し。所謂武門武士たるもののみ
兵あり。農工商の三民は我業と業とをまざるのみ。更に愛
國の事をも志らば。其兵たる者も。偷安奢靡の流を

習慣遂に固有の如くありけり。百事更始の時あり。朝廷之を一變せんと。爰同年十二月。全國一般に徵兵の令を布きし。其詔書曰く。

朕惟る。古昔郡縣の制。全國の丁壯を募り。軍團を設け。以て國家を保護と固より。兵農の分ち。中世以降。兵權武門に歸し。兵農始ち分ち。遂に封建の治を成と。戊辰の一新。實に千有餘年来の一大變革なり。此際も當り。海陸兵制も亦時に従ひ宜と制せし。今本邦古昔の制の基き。海外各國の式を斟酌し。全國募兵の法を設け。國家保護の基と立んと欲す。汝百官有司。厚く朕

意を體し。普く之を全國に告諭せよ。

翌六年一月に至り。東京仙臺名古屋大坂廣島熊本等へ鎮臺を置き。又別は血税云々の布告あり。言ふことつと。國民たるもの粉骨碎身して國を報するの謂あり。と。僻地の頑民之を誤解して。己が生血を絞取り取らる者。一々大虚を吐き。万大實を傳ゆる。以て此處彼處に相集り。縣廳を強訴する者あり。竹槍蓑笠を區戸長を暴掠するものあり。一時鼎の沸がごとく。諸道騷然たる世の中あり。一日を経ると。その巨魁を捕へ。餘衆を辱し。諭さし。漸く平定を趣り。

佐賀騷亂原由の事

爰に明治七年一月初旬より九州地方平穩ありきるの電報あり其原由を尋らば佐賀縣の士族等突然征韓攘夷封建の三論を主張し三派黨をもち學校或は利舎を集會し漸々同志を募り暴舉を及ん景況あり其面々の舊藩士の一門鍋島一之丞と始と副島謙助朝倉彈藏中島鼎藏徳久幸二郎高木太郎其餘會社頭取福地常影大隊長馬渡雄右衛門同副長成松理平隊長牟田孝敬其他貫属平民等併て二千五百餘人稍く蜂起の色を顯し既一月十六日暴徒等衆議を決し高木太郎外士名を命ト當

縣參事森長義を迫り縣廳と議事所を借ん七日と請ひ并征韓の激論を及ぶ森參事其不可あらを説諭する高木等怒氣憤満心の形相をあらし森を罵り辱むるが長義一時渠等が暴勢を避んぐ爲穩當の答をあらし此皆の事あく歸去ありしめ此等の舉動電信を以て至急東京に上申せり却説高木太郎を始め數名の士族等歸て參事にお迫り趣旨逐一同士を告ぐべ流石は朝聞を憚りや其後山田平藏中島鼎藏朝倉彈藏の三名より書面を以て縣廳に出訴する所より五輩三名を引受く可きの間至當の所置蒙たしとて又高木等より謝罪の書面を出さしめし

當縣の裁判官不日之を糾彈一高木以下の官吏罵詈律。山田以下の不應爲律を處せしむ。各士族たるの故を以て贖罪金を出さしむ。然るに此輩却て曰く罵犯は謹て其罪を伏せしむ。雖征韓の事に至るに人民の義務ありて政府に於て制するの理なきに旨と陳述か。追日同志を嘯集し止る。景況いあつりけるを斯く暴徒等富豪は依て先軍費を募んと。二月二日兼て佐賀より出張せる小野組爲換會社に突入し銃砲を四邊を圍み數名の佩刀殺氣を合し否と言む。屠戮せん形勢ありし。會社老管代理の數輩恐怖戰栗。狼狽し有往左往は遁し。暴徒等縱火金庫を開き銀

貨楮幣の差別あり。二拾万圓を掠奪せり。其他縣下農商を撰む。福有富豪の家を看做は多勢進入し。征韓軍費を課せりと唱へ金銀米穀兵器等と強奪し。専ら暴威を振つ。猶隣縣に説客を出し。各貫士族を誘の謀策を巡し。今に三黨合併し。容易ありざる舉動なるをぞ。朝廷其實際を監察せし。先疾鎮靜を至ら令んと。神奈川縣權參事岩村高俊と元來高知縣士族ありし。九州の地理を知り。殊に人望あり。者も之を奏し。之を佐賀縣の權令に任じ。不日彼地を下さしむ。けり。

江藤新平島義勇賊魁と爲る事

曩ちね前さきの參議さんぎ江藤新平えとうしんぺいと奉職ほうしやく在勤ざいしん中同列ちゅうりやく板垣退助いたがへんたいすけ副島種臣うらべたねのむね西郷隆盛さいこうりゅうせい後藤象次郎ごとうしょうじらう等の諸官しよくわんと俱とも朝鮮ちやうせん我使われし節小對せつせうたい侮謾ぶまん不敬ふけいの罪つみ問とざる可べからざるの說せつと主張しちやう民撰議みんせんぎ院いん無な可べからざるの衆評しゆへいと凝こ同志どうし數名すうめいと屢建言るゝけんげん及およがと雖な岩倉右大臣いわたけさうだいじん歸朝きしやうの後のち其事そのことの不是ふせある出師しゆしの不可べからざる朝議てうぎ断然だんぜん止とまらざる決けつまらざる。主張しちやうの兩說りうせつを行おこなはざるを以もつて。激怒げきど憤懣ふんげん堪たび病びやうに托たく一辭職いちじやくして東京とうきやう滯とど在中密ちゆうみつは故郷こきやう佐賀縣さがけんの貫屬くわんじやく士族ししやく等らと鼓舞こぶむ煽動せんどうしけるが彼徒沸騰かいたふていとうの報知ほうちを得え。葛然くわぜん佐賀さがふ走下しゆくかる相次あひつ鳴義勇なりぎゆう 初名團右衛門外面 小鎮撫せうちんぶと唱なへ歸縣きけんして此黨このとうは八體はつたいせしむ士族ししやくの暴勢ばうせい盛

とあり西氏さいしを崇たかて諛黨えんとうの巨魁きよけいと仰あげ此舉このきぎは衆しゆ一縣けん廳ていは迫せんと議ぎするの風聞ふうもん隱かづきたるより同月どうげつ八日はちにち參事さんじ森長義隣もりながよしのり境三瀨縣さかいさんせいけんに至いたると同縣どうけん推參すいさん事塩谷良翰しほやらうかんと相議あひぎ推令すいりやう岩村高俊いわむらたかたけが下向げかうを半途はんちゆは邀まねんと直ただ下関げかんと渡わたる相會あひあひして事こと已ま二縣にけんは及およぶ寡兵くわへい之を制せい難がたしと詳しやうり兩黨りうとう暴舉ばうきよの状じやうを陳ちんぶ茲こゝは於おて森參事もりさんじハ小倉こくらよと兵へいを募まねり入縣いけんの約やくを牒ていし高俊たかたけは直ただり熊本鎮臺くまもとちんたいに至いたる陸軍少將りくぐんせうしやう谷干城やつかんじやう等らと軍議ぐんぎと決けつし其臺兵そのたいへいをち路ろを海陸かいりくより取り共ともし佐賀縣さがけんに入いんとす此時このとき 朝廷てうていより佐賀縣さがけん士の暴動ばうどう近縣きんけんを嘯集せうしやくし日を追おつて興おこ沸わの電報でんぱう

櫛の齒と挽が如く。敵慮穩まらざるより内務卿大久
保利通は西下と命ぜらるるも同官負其他司法官負及を
陸軍將官兵隊と率ゐる隨行とて同月十四日瀬船北海
丸に駕し既横濱港を出帆あり次を又伊東海軍少將
林大佐尉官數名と兵卒二大隊大砲四門と率ゐる海軍少
將野津鎮雄尉官數名と大砲二門と軍艦を乗せ翌十
五日出發せり。

前山精一郎正義の事

斯く縣令岩村高俊は熊本鎮臺兵を率て直に縣廳に入
り暴徒の屯集せる川上の本營を使節を遣り征韓黨

巨魁の者を即時差出を可き旨嚴重に達せしむるより
士族等大に憤り陽ふる甚く恭順の体となし巨魁と號
し士族數名を廳より出で糾弾を経る間密に襲撃の軍
備を整へ翌十五日夜半を期し城を囲むの議を決せり爰
に當縣士族前山精一郎と云る者固より勤王無二あり
しが該縣征韓攘夷の二黨沸騰の際に臨み其同志九百餘
名と共に正義を唱へ暴徒を説諭して云ふぬう元來佐賀
藩屏の任數百年を経るも絶く内乱あり領分一和し特
に贈正二位鍋島開叟公弱冠より勇奮豪邁士氣を振
起し大に國事と中興し勤王の典謨其功績少くも

前山精一郎
正義を固守
して賊黨を
説諭する
圖



之り継で舊知事其大志と体認して餘徳と治免父子
俱り忠孝の大道を堅守せしむる然るる今日縣士等謾
は不是の暴論と主張し兇器と弄し朝廷に抗し舊主
の恩徳を穢せる所為同縣併列する吾輩何の面目有り
て天朝に對し奉る將舊知事父子に對し靦然生
と保つと得んと涕泣奮激百万撫教とと虽も曾て心服
せざるを以て既よ家族と遠け鎮撫屯所宗龍寺よ出張
し専ら縣廳を保護せしむる暴黨今宵襲城の変あるを
間諜しけまぐら直よ其黨吉田正之助と縣廳よ走らせ
事の次第を報告せりといふ

岩村高俊血戰虎口を遁る事

却説佐賀城中より權令岩村高俊入城のりて縣民
鎮護の布令を出し説諭に注意せし雖も士族の暴行勢
焰し今夜廳城を襲撃せんと軍裝兵備あるを由と前
山に報知し因り稍よ知るものなり其事不意よ出る
と雖も元來期しる隊伍編制遽し諸口指揮を傳へ防
禦の用意豫め調たり爰よ屯集の暴徒等を今宵彌
兵端に啓し可き議を決し滿岡勇として檄文一章を綴り
あめ縣内民家毎戸に投り或る路傍街衢に建て煽焰
を誘の籌策とを其文よ曰く

夫國權行るんが則民權隨て全之を以て交戦講和の事と定め通商航海の約を立つ一日も権利を失へば國其國よ非也今茲人あり之を唾しを憤り之を撻て怒らざるは爾後婦人小兒と雖も之を輕侮するありと必とて是人より其権利を失ふ者也嚮は朝鮮我國書を擯け我國使を辱むる其暴慢無禮實は言は恐むと上の聖上を始め下も億兆に至る迄無前の大辱を受く因ま客歳十月廟謨盡く征韓は決て天下之を聞て奮起せざる者あり已より二三の大臣偷安の説と主張し聖明を壅閉し奉り遂に其議を沮息せり嗚呼國權

を失ふこと實は此極に至る是所謂之を唾撻して瞋怒せざる者と相等し苟も國として如斯失體を極めざるよりして海外各國の輕侮を招き其抵止する所を知らば必も交際裁判通商九百事皆彼が限制する所となるも数年あるは次全國の生靈昇窟して遂に負困流離は極に至る鏡を掛て見るもの如し是有志の士の以て切齒扼腕する所あり是を以て同志と謀り上る聖上の爲下る億兆の爲敢て萬死を顧ぎ誓て此大辱を雪んと欲は是蓋し士民の義務國家の大義にして人々各自以て奮起する所あり然るは大臣其

已おの便べんありむるを以て我われより兵へいを加ふ其勢情此せいきに至り我亦止と得む先年長洲大義と挙るは例れいに依より其所置と為なり古人曰く精神一到何事なんじの成なざらん我輩の一念遂は此雲霧と披ひき以て錦旗を奉たし朝鮮の無禮と問んとは是誠は區々の微哀死と以て國は報る所也

明治七年二月十五日

佐賀

北組本營

佐賀城中より倉卒戦争の分配ありつゝ乍候と出いて待間もろくは果しと月昇の際に臨み城の四方

は砲聲轟き寄來る賊兵雲霞の如く忽地間近く隊伍と列し大小の銃砲雷雨の如く城と目的は砲発せり城中より岩村権令鎮臺兵と二手み分ち参事森長義が應援と頼り中村陸軍大尉は謀り賊軍頗る多勢と雖も烏合の銃兵何程の事や何ん疾撃散せと指揮を傳え城戸と関て発砲は山川少佐奥山大池西大尉等ハ小隊と率る突然北門より出て縦横は追退け火を賊營に放ち機に乗じ米三十苞と獲て還る然きども此日大池大尉砲丸は殪き山川浩奥山大尉等重傷を被り賊兵を視るは殆ど我の百倍且地理は委く出沒亦隨て自在あり斯りなきを

城兵等々奮發防戰日夜を分るるに抵抗互角の氣勢撓次
時々敵兵と屠殺し勇銳強力毫も沮ることありと雖も原是
不意より出るは菴城既三日を経て米鹽彈藥悉く殫き加
る賊の大軍城の八方より間断なく砲撃息をも継せざる
を推令今も是迄ありと開城の令を傳え廳中所有
の金貨と方之之を属官等は携帶せし後十八日拂曉
全兵共切通門を開きて突出せし其勢猛虎に鐵檻と
脱し鷲鳥の堅籠と放るる如く疾闘蹂躪且撃ち且卻る賊
兵之を時として大に官兵を窘感せし官兵遂に筑後河
と濟んとし賊兵又追來る後より其船を銃撃し一舟殆

と殪を餘す所僅に中隊死傷凡二百人退く筑後府中ふ
屯せり是に於て推令を一方の血路を開き卓騎白川縣に
到りしを推中属中島修平も亦城を出岐路を経て虎
口を遁んとする折柄賊兵の爲に拘留せしむる前推令の命
に因り若干の官金を携たるを以て官金掠奪の誣名を得
て遂に賊營に斬首せしむる其惨酷目も當らざる形相を
見斯りたるを縣官兵士等隨意に城中を遁る中より
渥見大属を唯一人縣廳に踏止り簿籍記録を守護す
て縣下を去次在りしを抑此渥見氏の三藩縣下筑後
國久留米の人として槍術は長し性泰然として物に驚か

曾て廣瀬淡窓翁の門は在る。詩文を能せり。就中大事
ふ臨て誤らざる強膽實は感賞せむべきあり。

官軍御進發の事

茲より大久保内務卿を去る十四日隨行の諸官軍將兵
士と俱に横濱を發艦のりて直に大坂に着府せり。同
十八日米國郵船新約克號へ乗船し拂曉川口を解艦
て廿日福岡縣に着港あり。猶龍北海二艦の官軍も上陸
のりて談地と本營と定め當日軍議既決し午前八時
進軍の編制兵と二道に分隊せり。一は茨木陸軍少將
一大隊陸軍大尉一砲隊と率る田代口より進發せり。厚

東陸軍少佐が率る所の一大隊と二分と一萩原口及び平
等寺口より進に至る都を野津陸軍少將談兵と統轄して
田代口は進軍せり。又本陣より守衛の兵一中隊を残し止
め小笠原陸軍大尉之を管せり。是よりさへ官軍博多中島
町に着せり。方り賊兵肥筑兩國の境に瀨越の斥候を出し
間諜數十名福岡博多の中間に出没し街説書々官軍方
に着せり。及むと直に之を襲撃せんと賊兵等堅液を吞
み待受しりと以ひ。又賊軍三瀨越に來るの報知あり。されど
も本陣の兵寡ければ僅に斥候を出次而已。此夜田代口進
入の官軍も御笠郡二日市に宿陣し翌廿一日同驛に着

敵情と探偵するも此處は屯集せし賊兵等既官軍乃
進入せんと関き此地を引拂て轟村に屯集せりとある元
來此田代驛の對州舊藩の分地より同藩士族居住する者凡
五十戸許あり渠等已に賊徒の暴威は怖き曖昧として殆
ど合体の形を示せし雖も勢止と得ざるも出まざる官軍の入
駛は方り専ら恭順の意を表し請て一方の役を願ひけり
と我々。

長寄縣騷擾帆足清華盡力の事

是よりさしたる長崎縣令宮川房之と在京中ありしが
佐賀の島沸日と追て盛るるは電線鳴動する故に取敢

次歸縣の際暴徒等昨今當地に迫るは注進あり我々
參事兵藤正監と議し嶋原諫早大村平戸の貫屬士族を
募り警備防禦となし程に縣下忽地動搖を生じ同廿日縣
廳接近の市街遽に雜速騷擾し每户家具を荷ひ近郷に
運輸を促し老弱を脊負ひ幼を懷抱し親子相伴を姉
妹相連を東馳西走積年の蓄財路を散し一朝の狼狽物ふ
觸る疵傷を蒙るるに至り當夜既し佐賀の賊徒諫早口を
り亂入の模様乍候の者より注進し因て今參事俱に貫屬
選卒を率る敬言備嚴重ありしと雖も此夜を更に襲入
の事あり翌廿一日午後四時頃當縣下深堀の旧鍋島邸に於

士族四十名許選卒の手は捕縛しつゝ。此徒も兼て佐賀の賊徒と熾合し不意に當縣廳を襲撃し。長寄市中へ放火せんとの計策をも既し銃劍軍器腕印をも用意せし。此動搖の際外國の女奴商密に「カードリツチ」即ち早合の弾薬と数多賊徒を販賣せし。つゞも深堀の賊捕縛は後事顯然しつゝ。つゞり政府之を若干没入せしむるべし。港中の内外人等全く方向を二せり。つゞり又旧佐賀藩士。當時長寄縣士族帆足清華と云る人あり。旧主鍋島茂文曩々東京留学中頃目病床に罹る由報書到來せし。つゞり頃に出京せんと欲し。一月下旬當港より。

米國郵船に乗組出帆せんとなせし。折柄佐賀縣士族沸騰の景状容易ならず。浪聞えし。つゞり元來正義志操の士ある故に慨嘆憂慮大方あり。浪誠は邦家の一大事。密に虚実を探索せんと出帆と止て。其舉動を窺ひ。憂國征韓首唱の逆徒往々各所へ屯集し。四方の有志を煽動し。將に大事を計し。つゞり勢焰日々募り。竊に兵器軍費を擁し。奮起せし。つゞり情状確然多し。つゞり清華之を熟思せし。つゞり舊主在京病床に卧し。故國の風聞耳底に入らば。心痛弥病痾を増べし。所詮騒擾の顛末動靜の結局を見留め。郷地神代居住の士族と十分鎮撫せし。つゞり出帆せんと意を決し。同廿七

日夜當縣下は在留せる同郷の書生今村八郎ある者は神
代團士鎮定の説意を令言せ即日彼地へ差遣し猶方嚮と
誤る者此際よりとんと恐を長立する士族二名を招迎し。
懇々説諭し又ぶ抗翌廿八日早天團士二名帆足の旅宿に來訪
し面會の上告るゆゑ。昨日佐賀黨三名神代に來り其隊
の檄文を投じ事態を具陳し國家の爲み吾黨は一味せしむと説
誘せり故に團結中へ回章し一團集會を以て雖も其儀
未だ二決せざるに因て足下を迎るるを請ふ歸郷し之を計
まこと是より征韓黨の正義ありざる舉を論じ正しく大
義を説明し且今村と差遣し其由を告げ宜く速に歸

郷し今村と共に吾意旨を團中議を可しと深く論
し歸らるるめけり斯て翌廿九日前に招し士族八名迎は應
じ入來まきむ帆足是等と協議あり先各地方近縣探索
を以て決し同夜神代へ二名を差立尚又山本礼藏志波三
九郎島田頼九郎の三名を佐賀表へ潜入せしめ且前田善
作下村輪八郎の二名を以て鹿兒島白川の二縣へ出し探
索を諸口に分ち集議所を長崎に設け神代佐賀鹿兒島の
三口の郵便往酬しを廣く情實を聞知するは便利に注意を
力せり然るに二月三日今村八郎歸港あり前より神代に來
り征韓黨小日佐賀へ歸縣せし由を告るるに帆足甚く

安意ありぬ前よ佐賀表へ潜行せし。山本礼藏と云る者
も同縣よ正義を唱ふる前山精一郎と從來の懇親あるを
聞知あるを以て山本よ書通し彼の前山の許に到り各
黨の挙動籌策の順序深く尋問を乞ふべしと密に依託
ありたりるを我れ山本ら之を諾し頃前山が許に到り面
談し及ぶと雖も唯息嘆のまゝを口外せざるを強く懇話
し及ぶより茲ふ始と真意を著し大義名分全きの卓説
を吐露せしるべ傳て神代一團の士族等と此高論を心服
し逆徒よ組する者とする。一名もあらずとぞ斯れい
帆足を聞知の微細時々縣令參事へ具狀し同十七日夜

當港よりコスタリカ號に乗船し廿二日東京に着せし
りて舊主を見え見聞の次第遂に陳述し廿八日午前
上申せりともあん

官軍朝日山よ大捷の事

三略よ曰く兵を神速と貴ぶと宜る哉爰は久保
内務卿も不日よし佐賀近境よ着陣ありしより目
今迄方向決せざる四國九州各縣の貫属士族等忽ち
亂草の順風よ靡くが如く前後を競て麾下に蟻集し
一戦ありて賊軍を塵芥せん景況あるよ我れ賊徒に間
隙斥候の数名大に驚怖の思とあり追々歸城し此旨

斯と報知せり。此時江藤島の巨魁と始め賊徒等一同曩日陥入たる佐賀城及び諸口の分営より出張し西郷陸軍大將始め鹿兒島縣貫屬士族より依頼するものと往復數回其他福岡長崎小倉白川宮崎の諸縣及び山口高知の兩縣より必一定應援するものと渴望は堪ざる所前條乃報知を聞き大に失望の意を生じ勢焰衰兆を示せし雖も其色をなせぬとて内官軍追々進入するものと議し防戦の兵備を爲たりけるもの先田代の方を福岡の要衝ありとあり諛地は最も兵を増し今も官軍寄來しと山岩村権令の例は准じ短兵急は打散さんと赤色

の袖章と二様をなせしものと意氣揚々と構たり翌日二月二十二日田代口の官軍進て朝日山の麓に至る朝日山を廣原より屈起し林藪蒼鬱として最要衝の地あり賊軍之は砲臺を築き俯して官軍を狙撃し彈丸雨の如く下りもまきい厚東少佐散兵を布て正面より攻撃し砲隊繼で進み別は四百人と以て間道より横撃せし砲又四百人とし賊の軍後を擣しめ鯨波をなせし大小砲を發しりまきい山岳之が爲し震を海波之が爲し沸騰するものとの中しある有状ありし賊兵等大に辟易相率て走る官軍遂に其砲臺を取り手始しと勇み立進て中原駅



朝日山戦
争官軍大
捷の圖



に至る。賊兵其切通の阻隘は楯籠り土苞を築き砲撃し
遂に迫り来るを撃つ相戦ふ。二時間むとのり官軍將は支
ついでんとする。特別軍諸道の賊兵を撃つに至る。遂に其
兵を併て大に賊兵を敗る。賊兵皆兵器を棄て逃奔せり。又
熊本の鎮臺兵は筑後川を打渡り。豆津小屯集の賊を追ひ
江見六田辺まで進撃して。此所は憇ふ折なり。此日既没し
夜に入り賊軍再び大挙し。江見の臺兵は迫るより。其事不
意に出ると以て。臺兵二度破ると雖も忽ち隊伍をか
踏止て奮戦せり。味方の死傷十餘名終に辛くして西尾
に陣せり。茲に山田少將を別は福岡縣士族大庭弘越智彦

四郎村上義儀等として。三道より進み。三瀬の賊を撃し
めり。善儀率る所の兵は賊を要撃せしむ。大庭の兵は三
瀬嶺の半腹に至り。白炮を放て戦を挑む。否賊兵は嶺
上より齊く下り射する。時會越智彦四郎の兵横に之
を撃つ。味方と相合し。遂に賊の胸壁を乗取らる。賊の別
軍。官軍の背より出て砲撃せしむ。因に山上の賊兵復返り戦は
る。官兵前後に敵を受け支る。能く退退て飯場金武に
二嶺を保ち使を山田少將に走らせ。請て曰く。事急あり。
援兵を賜へよ。少將軍氣を勵さんと欲し。伴り怒て曰ふ。
う。兵の潰敗も。君等自ら之を取り。自ら奮戦して面

目を改むと使者答る能く已りて二小隊を出し
赴き援めけりて大庭等之より力を得奮闘終日卒に賊
兵と走らせ三瀬嶺と攻取まり此日前山黨も中原の官
軍に附属せりとぞ

各所戦争賊軍敗績の事

斯て廿三日官軍中原村を發し目田原所在の賊を撃んと苔
野に着し又此所を發し將よ寒水村を過んとすも賊兵
等廣野の胸壁を構へ樹林を要し炮發せりて暴雨の如し
此日官軍第十大隊と先鋒と第四大隊の山手より進
撃凡四時間餘り然るよ此戦争賊徒数日の計策もて官軍

前小要路を失けども進退苦難の場ふ臨めど勇奮勃
興一步も辞せず賊の激砲は抗衡し隊伍整々として亂
るるも味方の死骸を楯とあり或は卧し或は潜み彈
丸のあゝん限打立く打竦め賊を撃あゝ二十人賊軍争
り堪ゆる山間林藪に踪蹟を蔽ひ何方への遁逃し今
も敵一人も首ざるより官軍本道及び左右岐路を經て
進撃せり其村の出口も賊胸壁を嚴く構へ大小銃砲
透間あり射立あまざるも官兵聊臆せざる色あり之は
接して奮激突戦剣は對し槍は當り黄昏に至るやど
苦戦数時終に賊の敗績を追て神寄やを押し入り其隊

長鋤嵩一之丞を討取り。銳氣益加より此勢より。明日ハ
攻城せんとの議ありと雖も。前夜ハ襲撃の防禦を尽か
し。今又連日の苦戦ハ兵士等大ニ疲労せしを以て。只大庠
候を派出し。城下探偵せよとの。明日ハ先休戦の議ハ決せ
り。廿六日は至り。前々兩日は休戦ハ官軍一同英氣を養ひ
けよハ陸續として。隊伍を操出し。發砲せよハ賊軍少
時抵抗せよハも漸々引退せよハ途中架せよハ橋梁を切
落し。案外戦を好むとして。落足あれを諸將賊情を察
せよハ必ぞ菟城の覚悟ありんと。此日本營ハ報知せ
り。

賊徒潰敗開城を議せよハ事

斯て佐賀の賊兵ハ官軍日を追て進撃し。之が為ハ屢敗績
せよハを以て。迎戦の勢あり。橋を除き兵を退らせ。城中の異
論或ハ菟城を主張し。或ハ恭順降伏を議せよハ者ありて
紛紜隔意を生じ。密に脱走せよハ者。其の次と聞えられ。ハ
廿七日。然軍と二道に分ち。境驛ハ進撃せよハ賊軍必死と
決せし者。此處ハ對陣し。終日の戦争殊ハ烈く。彈丸箱を拂
へ。抜刀電光の如く奮激突戦。其鋒當る可ハ。此此時賊を
討取ると無数あり。官軍も亦死傷あり。猶進ん。佐
賀城ハ逼りんとせよハ。金鳥西ハ傾き。玉兎既ハ飛揺を

るの爲は蓮池の賊と追ひ各隊此は野宮と布き銃器を組
て夜撃を防ぎ巍々整々と備あり廿八日賊兵木原隆忠兩
黨物代とて白旗を携へ軍門より來り謝罪状を以て
降伏を請ふ渡邊大佐東郷大尉之を見るふ其書無礼か
るを以て卻く已ふと復副島義高と共に來り再び
降を乞ふ其書尚体と失ふると以て遂は隆忠を留て義
高と還し時を期し來りて夜に入り義高使を
馳せ書を出次書中本營に至り大久保參議は謁し哀
憐を請んとするの語ありりる野津少將不可とて
聽ぞ此日海軍大町駅と出發し志岐中尉及び荻田

某等とて陸路より斥候兵と率て中へ進し久本隊
之に續て牛津驛に至る時賊兵急ふ夫卒百餘人を
て牛津川の土橋と毀ち官兵の進路と遮んと久荻田等直
り斥候兵を令し齊く銃丸を發せしむ賊兵辟易しと皆
走る全軍因て土橋と越え久保田駅に進至る時賊は
隊長村山長榮白旗と振り來りて降を乞て曰く初め臺
兵入城のと記事情齟齬とするより圖を輕動此に至り罪
の容るるを乞ふと雖も素より王師に抵抗とするの意
あり故に一隊に説諭し以て降伏の實を顯んと久仰を願
くは姑く休戦あらんことを書と出し哀を請ふ然

きこらる其書亦恭順の體と失ふを以て其書と卻けて收
む。村山直之書と改んと請ふ因て時を期して之と出さる。め
全隊遂に加瀬驛に進む妙福寺まで屯しける。

佐賀平定官軍入城の事

さくとも廿八日午後七時ゆかりけきども。村山長栄謝罪は
書尚至る。是は於て遠藤秘書官但島大尉志岐中尉。
及び前山精一郎等海兵二分隊と率て佐賀城に入る。此日
暴雨盆と傾るもの如く全隊大に進退は苦むと我々。三日
を経て二月一日陸軍少將野津鎮雄臺兵と率て城に入る。因
て海軍へ出て圓藏寺に屯し。諸軍の勞と慰むる折柄岩

村權令も到着し。管下人民を按撫せり。時お佐賀城中小
賊の遺文あり。曰く

數百年來天下忠義の士自然と嘯集 天皇の御仁
徳とい申せらる。又此輩の尺力もく。中興の 御大業小
相成五方の人民目と拭く信賞必罰萬機其所を得神
世淳朴の風は復し候とんと希望罷在候處豈圖んや
恩賞必と顛倒し。奸臣専ら横をり。中興第一の元老島
津從二位西郷正三位木戸從三位板垣正四位副島正四位
後藤正四位其他有功の士と退け。無功無頼の奸と舉
蠻夷の醜風小心醉し。開闢以來未曾有の苛政暴法

重斂相行は外國の黠奴を親む。父兄師友の如く華士
族及び人民を待し。讐敵の如く四海荒蕪。怨嗟の聲路
小充つ。然りと雖も海内憂國の士尊王愛國の念より
三條大臣岩倉大臣へ建白鮮う。び。兩大臣忠諫の心
頗るのりと雖も才凡量小。て人を照よの明あり。奸
臣の爲は愚弄を受け。淺薄ある權謀詐術のを施し
天下の人心を失却し。狼狽殺伐の氣と起し。忠諫ある
肥前を始め肥後より。て。元勳の薩州を伐ち。土州及
んとの結構。今般肥後鎮臺兵を發し。佐賀城は楯籠
り。全國の士族を撃ち。搦る。依之不得止。國王忠勇の士

の儲置無識の士民に至る。忠憤は堪む。本月十六日
早曉より攻立。昨十八日朝。や。を。攻。落。暴兵。打。攘。ひ
申候。先以。江。藤。正。四。位。其。外。と。公。平。衆。議。の。歸。ま。る
所を以て。適宣の處置。て。四。民。安。堵。の。様。取。計。ひ。候。ま
付。此。上。の。内。國。の。大。政。を。御。改。革。被。爲。在。外。の。不。逞。不。礼
の。朝。鮮。國。を。御。征。討。被。成。候。ハ。勿。論。支。那。魯。西。亞。の。外。た
ア。も。我。の。臣。僕。と。す。る。御。目。途。被。爲。在。候。と。て。ハ。不。相
濟。第。一。度。々。兩。大。臣。へ。懇。々。忠。告。候。通。り。中。興。の。諸。元。老
と。厚。く。御。慰。諭。の上。御。登。庸。内。の。御。仁。澤。を。被。爲。施。外
の。御。武。威。を。被。爲。張。封。建。郡。縣。並。び。行。候。と。て。ハ。神

州治の候目的決し無之候此段諸官御報奏奉願候也

明治七年第二月

從四位島 義勇

是より先東京より賊徒征討仰出さし總督より東
伏見宮嘉彰親王陸軍中將兼參軍山縣有朋海軍
少將伊藤祐磨等近衛兵鎮臺兵等を率ゐり川海を
發し進み兵庫に至り將佐賀小向んとす是に至り
賊兵降伏の報至りし政府命より參軍以下及び其
兵を呼返し總督宮を以て獨り佐賀小向を以て賊徒
處刑の事を委任せしむ却説江藤島の二魁を始め

其他の賊等曩小脱走して踪跡明らざる小因り
天下各縣よ令して嚴密よ之を搜索せしむ此時悔悟
伏罪門を閉じ謹慎する者凡二千人中脱走する者石
井竹之助中島鼎藏香月桂五郎朝倉彈藏徳久幸次
郎副島謙助等數名なり故小内務卿直小四國九州
其他城撮の間よ令して之を捕しむ殊小山口縣ハ九州
接近の地あるを以て曾て賊徒等出入し大人心故
煽動せしが為よ士民狐疑を抱き物議紛紜動もされ
沸騰の景狀あるあり内務卿より巨細小布達ありし
とど

江藤新平落魄の事

爰に佐賀の士族等。素餐の天禄を飽き。大義を假く
 非理を行ふより。天網各身小迫るの際。虎口龍腮を辛く
 避け。各地に潜匿するが中。小巨魁江藤新平。其従弟江口
 十作及び其僕船田次郎の僅二人を従へ。夜に乘りて遁亡
 せし。途中香月桂五郎。横山万里。中島鼎藏。江口村吉の
 數名を邂逅せし。此徒と共に同行し。海路鹿兒嶋。西
 郷氏小面會し。情實を告ぐ。事と謀る。事諧し。今
 今此地も止り難し。さるる高知縣に赴き。故友と謀り。
 上京の策と爲んと。宮崎縣下小至り。鉄肥の人小倉處平

は依り。其夜の中。小戸の浦あり。四國を指て渡海あり。稍
 して愛媛縣下宇和島に上陸せり。然るも當地も捕吏
 巡廻密あり。管内要衝の地へ勿論船舶出入の場所等
 整備の出張あり。殊に江藤の其寫真の影
 相を以て。其容貌を看競の風聞あり。月下の吾後影も
 捕吏の追迫するが危懼。戦々栗々歩を促し。晝に深
 嶺叢林に太陽を覆ひ。夜の危険の山谷を徑行し。一同の
 困迫比する者あり。其中江藤は年長として。今春初老と
 越たつゆ。他の青年等も氣力あり。殊に去年在京中の
 寸歩たりとも馬車小駕あり。あつた風も犯さざりしを。



如何ある天魔悪鬼てんまあくき魁かせしむけん斯く淺あき一いに落魄らくはくの
看みる蔭かげさへも無なりけり初官軍しつくわんぐんの田代たしろ口くちより進すすむ時江藤
新平しんぺい將しょう小神崎こがねざき驛えき小起おこき諸軍しよぐんと指揮しきせんとい島義勇等
小謂いく曰いく我われは万全ばんぜんの盛算せいざんあり敵てきを制せいするに堂たうと反はんと
が如ごとく公等こうとう憂うれふことなること意色いしき甚し驕あり馬うまは一鞭いっぺんあつ
行ゆくが其兵そのへい屢敗るゝも防あぐ可べらざる小至こり走はて佐賀さが小
歸かへり島等しまらう小告こぐ曰いく吾鹿兒嶋われがにじまの西郷氏せいこうしは投なげ以もて其
應援おうえんを請こんとす衆皆しゆが肯うせざるが是こに至いたり果はく
百計ひやくけい水の泡あわとなり却かへる首級しゆけいを失なふの端緒たんしよを醸かせしとぞ

島義勇捕縛の事

儲たくも巨魁きょくわいの一人島義勇しまぎゆう初佐賀城しつさがじやうありく日夜降伏にちやかうふくの
事を議ぎし其議ぎを得えど是こに至いたり島の弟あに副島義高ふくしまぎたか曰いく
從したが二位島津公ふたゐまづこう依より罪つとを謝あやまる小志こと頻しり小勸こむも
島達しまたつ依より決けつせむ副島等ふくしまらう遂つひ小佐賀さがを發はつと既すし
島の獨ひとりり留とどむと憂うれひ途みちより使つかを馳はせ強しやうく之これを呼よび相共あひあ
小住この江港えがたより上船じやうせんし三月七日さんげつにちの夜陰やいん辛しんくく鹿兒嶋れがにじま
の城下じやうかに至いたる時捕吏つかりの爲ために見咎みとがめし勿なく心こころ地ち速縛すみやくせられ
たり此日このひ副島義高ふくしまぎたか山田平藏やまだへいざう生田源八なうたげんぱち半嶋朝實はんじまあさみ松井
権二郎けんにじやう朝倉尚武あさくらしやうぶ中島彦助等なかしまひこすけらう俱みな小捕縛つばくし就つく當縣たうけん権
今いま大山綱良おほやまなうらより皆みな佐賀縣廳さがけんていへ押送おしやうせり最初さいしゆ此乱このらんの起お

る。從二位島津久光鹿兒島縣の形勢を顧慮し之を鎮撫せんと朝廷に請ひ縣地を行くが。是月鹿兒島縣士族園田某とて。大久保參議に就て告ぐ。曰く。去月廿七日。佐賀縣士族中川義純重松基吉柴田浩平の三人來り。久光に請けり。小人等東京に至り。罪を闕下小謝せんと欲を顧み閣下は依りて之を遂る能く。伏し冀く之を寛容せよと哀訴せり。此の如し。既して脱徒捕縛の令に至る故。小吏足目とて之を監護せしめ。現に鹿兒島縣にあり。今久光將に彼三人を携へ歸京せんと欲を如何と參議曰く。從二位公何ぞ此言の過るや。卿返して之を報せよ。彼輩固より

罪の許さざるを速に之を岸根大檢事へ交付せよと。別し手書と園田某に付し。大山権令に致し。益其餘の脱徒を捕し。斯る程は島義勇も天網洩るるところなり。寄る辺の波の便を失ひ。上魚とあり。義勇往日。秋田縣權令奉職の際。彼地出發の旅装を見る。小舊は藩諸候下國の如し。識者之を傍觀して。心裏舊弊を脱せよ。伎倆治安の材ありと評し。多め。今回の狂謀果し。其言の如しと云ふ。

賊徒各地に於て捕縛せらる事

窮士屢名を改む。宜あ。哉。諸も佐賀の逆徒脱遁の

後さあぐお變名せり。江藤新平は加藤太助船田次郎と。勝井十三江口十作は安井五八横山弥助は平山兵助山中一郎は山本一助と假し稱し。各四國は遁逃しけり。中島鼎藏横山弥助山中一郎の三名は一度鹿兒島縣下へ赴き。屈身潜伏せしがども探索最も嚴あつた。此地を去り高知縣へ到んと夜を犯し他眼を避く。宮崎縣下へ着せし。江藤新平船田次郎香月桂五郎中嶋又吉江口村吉横山萬里の六名は出會せり。故に互に無事を祝し。是より九人同船し。同月十五日愛媛縣下宇和嶋へ上陸し。此に於て三名宛三組に分き。路次を異し。各土佐へ赴く程に中島鼎

藏横山弥助。山中一郎の前の如く同行し。不知案内の險阻を凌ぎ。朦々たる深林を經く。已に隨意に徑路をたどり。進むあまの遅るる。故に先途の二郎弥助はるる鼎藏と看失ひ暫し株を腰うちけ。憩を待つとも來り。儲り中島五輩と遙に遅れ。徑路を他方へ失ふ。あらん止る。地理を約せし。かゝる再會は遅速あるのみ。まを安閑と待くらまの樵夫獵師の目へ罹り。怪きん。と必定せり。疾く去らんと耳話つ。身と起りて歩を促さ。此程絶て睡へ附ぞ。殊更宇和島より。此地へ來るや。夜を日繼で刺へ一飯をも食せざ。飢渴を迫り。氣力撓み。今歩行

自由を得ず。夜陰も山林石窟に露宿し、稍あつて廿二日高知縣下幡多郡橋川村まで来り、丹當縣の捕吏斯と者、忽地之と逮縛せり。偕り中島鼎藏の、弥助一郎と者、失ひ獨行して、此日愛媛縣下松丸町ふさ、わらふ。路傍に佇立の一個の邏卒、疾も之を眼を配り、笥笠を面部を覆ひ、爲被ふ容と纏、風体如何も曲者と、踪跡を踏み追蒐来り。其姓名を詰問せしむ。鼎藏驚怖の思を抱けど、臆する氣色を面よ現せざる偽名を告ぐ去んとする。邏卒途よ立塞り不審の件々あるより、兎も用も警視出張所まで来る可しと、強く拘りしんとする。鼎藏今この是を以てありと。

回答一言あり及ぶ。驀地小馳出ると、道とあつと彼邏卒疾風の如く追迫し、帯たる一刀抜より、まやく撃ち蒐る。鼎藏も心得たりと、抜合せ上一下、雲々實々、一往一來、奮撃、突戰、斯る所、蹄苗の音、小應と、漸々小走来り、邏卒五六名、鼎藏身体薄手と負ひ、戦自由あざる上、應援數輩、小争う、抗きん透を窺ひ、闇夜に紛き山路をまよへ、遁逃せしむ。幸あつと追撃の、人音も聞えざる、卒一息歩と止め、滴る血、汝小咽喉と濕し、手中と裂き、疵瘍を掩ひ、月の傾く方と目的、小九折の嶮岨と、凌ぎ、曉天辛じく、高知縣下小着せしむ。路傍の標示、知らざり。却説香月

桂五郎中島又吉横山萬里の三人へ前いさ同徒と路次を
異く中一高知縣下へ赴く途中愛媛縣管下吉野めて是も
邏卒ら小省咎らるる強て拘留せらるる處深夜屯所の堀と
踰え日夜兼程遁走し久礼浦に到り不圖鼎藏なるとらに邂逅
近せしむ此所より同船浦戸と指し出帆せり高知縣廳
斯と知て捕吏を八方小手分あり其中山本檢部等やまもと渠が
踪跡を追逐し廿三日土佐郡種崎町ある逆旅さか小着を折
天ある哉四名の逆徒茲こゝに在り四賊駭然天を仰ぎ捕吏の
糺問まづ小應じて速はやふ其桂五郎又吉萬里鼎藏ありまを
陳白し且曰く我輩此期小臨み天命の歸かへるるを覺おぼえ

毛頭遁るる所存しよんいづれねど聊縣廳りやうけんに歎願の旨しめを明
朝あしたまで就縛しゆわくの猶豫ありん事と冀望きぼう主とと實まことやうおこつ
も時間じかんを延し一名其坐ざと退て兼かねく其家の主人しゆじん小囑しやくせし
儀ぎを促うながし程ほど小幾許いくばくもなく應援おうえんの捕吏相踵あひつみで群參し
竟つひよ四賊しやくを捕縛とらせり。

江藤新平捕縛の事

去程さつりやう小江藤主僕えだうしゆべへ一度宇和島うわじま小着きをと雖なほ茲こゝも足あと
止め難く直ただ小此所こゝより乗船し三月廿四日浦戸うらどより上陸じやうりくお
し東方とうほうとさうと奔走ほんそうし同廿八日の黄昏くわんごん甲浦かほに到り
ハテ宵よひの宿所しゆくじよを定めんと同地の番人ばんにん浦正胤うらまさゆきを欺あやく副

戸長濱谷清澄の家小案内させ其身岩倉卿密事
探索の命を蒙り竊小出張せし者と詐り一泊を依頼せ
るやど。清澄心中以爲らく。是あん前小寫真を以て布達
あり。佐賀の巨魁江藤主僕小必定せりと。巨細と糺さ
る宗敬。同所の逆旅よ請待。此旨斯と出張所よ報
知せり。此時高知縣廳より。當地小派出あり居たる。細川
少属併小捕吏川野鐵馬石本敏亦善其他番人北川信道
岩崎義定の數名不時小馳付け廿九日の拂曉諷地の士
族若干を募り置き。新平主僕を戸長の家小賺一寄せ。
直小捕縛を遂たりけり。新平初小氏名を偽り。其實と吐露

せざるとも終小自ら名乗りと。此時表面小東京とて
岩倉右大臣殿と認たる。一封の書翰と出。竊小副戸長
濱谷小託。之を郵使小附せんを乞ふ。濱谷陽小諾ひつ。
収て細川少属小呈しけむ。細川之を得る。尔後本廳よ遣
送せり。斯く江藤主僕甲浦より。高知縣廳より護送せり
る路次之を觀る者群とあり。或ハ譏り或ハ嘆ト。褒貶毀
譽の各心小喋々囁々口と絶ど。江藤ハ獨り竹轎の透間よ
り。蒼空をうち望む。
時鳥あしひこし名をもちの移くつひまをさす
月つきとも怨うらみひ人ひとおろけう那

斯口吟て過ちのけるが幾程もあく。同縣より佐賀縣廳へ護送せらるるに是より先江藤司法卿より時新律とよむ舊法を改正するの際罪人遁逃の期小臨人相書て以て搜索と遂んと頗る迂遠を属せ。尔後影相の寫室と設け一々罪人の容貌と寫真繪を製せしむると内命を下せ。其踪蹟と追ふ。江藤が遺影の寫真を以て所謂汝小出て汝小反る者歎噫。

賊徒悉く刑小就き九州鎮静の事

さても四月小至り。佐賀縣下へ假小裁判所を置き。其十三

日城中へ刑場と設け。岩村権令。野村権參事等之より並に步兵一小隊及び巡查數人を配列せしめ。江藤島西人と梟首小處せしむる其文小。

其方儀不憚朝憲名と征韓小托。黨與と募り。兵器と集め。官軍小抗敵。逆意と逞まる科小依て除族の上梟首申付ふ。

朝倉尚武。香月桂五郎。山中一郎。西義實。中嶋鼎藏。副島義高。重松基吉。村山長榮。福地常影。山田平藏。中川義純。十一人を斬小處せしむる其文小。

其方儀不憚朝憲名と征韓憂國小托。江藤新平

島義勇の逆意を佐け。官軍に抗敵する科に依て。除族の上斬罪申付る。

其時各の辞世あり

國と相のふ人、やまたつた武士の

江藤新平

あんなつらき、た袖のちぢたき

如何なる御船の楫とともやうね

西義實

對馬の灘と越を死ぬらち

却為逆賊上刑場

誰憐海内志士腸

村山

莫道從容沉默ろ

七生残恨附勤王

長榮

死為雷霆不可得

何況七生出人間

副島

若使後人知我意

大義不動有如山

義高

其他事小與して司令官となる士族百三十六人と京都大

坂兩府及び滋賀廣嶋和歌山名東堺飾磨岡山の七

縣一配。年限を定む各懲役を就し、其餘皆之を許し、前

山精一郎等屢戰切あふより、金を賜て之を賞と、因て遠近

屏息し九州全鎮静ふ及、征討總督伏見宮龍驤

艦を解體あり、凱旋を奏し給へり。此戰爭に付政府費

を所の財貨凡百萬圓官軍の死する者百八十人、賊徒の死

する者亦百四十人、下らざり、同縣下乱の起り、

時、其近傍の諸縣士將小事と共にせんとする者多く、且鎮臺

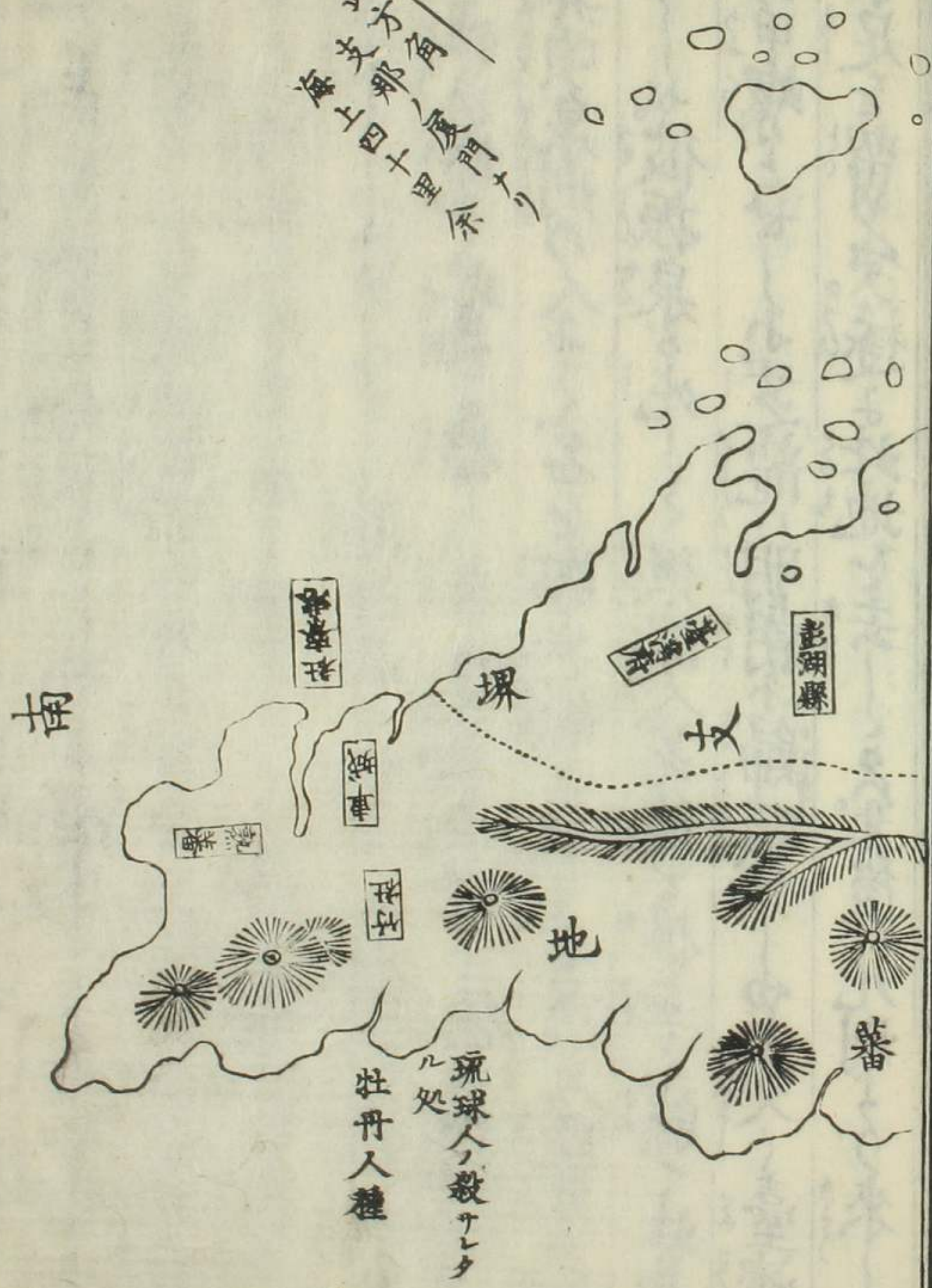
兵の佐賀城に敗ると聞き。益志を動。熊本臺兵も亦私
小之と與さんとすふ者あり。故小其將校苦慮百端なり。一
三日を経ど。東京大坂の臺兵新小福岡に至ると以て
大に其地方を壓伏と是を電氣の迅速汽船の便捷ある
小由とあり。

臺灣征討發端の事

抑我大日本の邦。武を尚て基と開か故小將勇あり
士卒強く四方へ兵を進る每小畏服せざと言ふ事あり。
是月尋々臺灣小事わんとす。發端を掲ぐ小臺
灣の地なりや。支那の福建省泉州府あり。厦門港の東南

小對。水路凡四十里許も離る。所の一大島なり。長さ南北
九十八里東西三十余里とす。此島東西二部。別を彼泉州
對せ。一方を西部の地と号。今支那國に属すとす。東部
は無下の野蠻あり。支那の所轄を更小受と。言語も西部と
遙小異あり。固より文字と言ののあり。土地膏腴ありとも。
耕作の道織縫ふ術も知らざ。を常小鳥獸の類を殺して。
産業と做ら。適旅船誤る。東部へ漂着すと時。土人
等多く集て衣類荷物を奪取り。甚小其人を殺て其肉を
食ふとぞ。西部は之小競ま。人氣も大小開け。府縣は數箇
所の学校あり。又其土地も富饒。國産多くとす。

此大島一處門十二
女島一處門十二
每十里十里



近年台灣淡水之二港を開き、外國船と貿易せり。此國多
米と産せり。當今南京米と稱して、舶來するもの多し。此
の産ありとぞ。原此西部の地と言ふも、往古俱小野蠻
まゝ。酋長と号する者も有る。明の萬曆の季年
海賊との所の人まゝ。顏振泉と喚る。海賊我九州の辺民
と伴ひ始り、此島を據り、自ら日本甲螺と稱す。甲螺は頭目と
其頃泉州の人まゝ。名を鄭芝龍と喚る。又此黨小加
り。彼振泉が死し、後諸人芝龍を推立る。聽て此島
の甲螺とせし。小芝龍は明朝に歸順せし。由久く臺灣
小足を留めず。遂に此地を去り、其後九州より來り

處の我國人の中を、選り、稍頭目と爲し、あり。時小和蘭
船來り、島中の地所を借受け、互に交易し、及んば、島の
潤ひ莫大なり。と、辞巧み談じ、けし、嶋人之欺きて、條約小
及し。小和蘭人の勿地、其地小城郭を築き、専ら威權を震
ひ、始の條約より、引替り、彼島人を驅使するを、恰奴隸の如
し。と、其頃、或時長崎の商船一艘、印度をさし、赴んと。
臺灣の近海と、乘通らんと爲り、小和蘭人の之を見
つけ、件の船を却て、荷主等と討殺し、船諸共小奪たり。
折々、長崎の商人濱田弥兵衛、此臺灣小來り、其状情
を知り、且驚き、且怒り、須臾も打棄置置らざり、と、直小

長崎へ還り。政府へ乞ふ許可を受け、農夫百人と刳卒
して彼島へ押渡り。策と設く蘭人加比丹と取控ぎ。其
子と質とて歸りたるを、孫兵衛の名、皇國の威海外へ
轉り。是時寛永五年なり。是より三十余年を歴く。前の
臺灣の甲螺たり。鄭芝龍が子鄭成功蘭人を追退け
臺灣の地を恢復せり。因り臺灣西方の地。今あや支那
へ屬するも、東部の固より野蠻なり。既に前も言ふ如
く。此地へ漂流するものあり。殺て肉を食し。茲へ明治四
年十一月の事とす。琉球船過り。彼東部の地へ漂着せ
し。土人等へ切きと殺さる者五十四名。昨六年三月へ

小田縣の者四名漂到す。亦兇暴の所爲へ遇る。即
月朝廷前外務卿副島種臣と全權大使とが條約締
盟の爲清國へ遣り。別へ蕃人暴殺の事を議せしめら
る。清國答る所、賤賅據る處あはしむ。議を畢せ
し。歸る。是討蕃論の起る始とす。

討蕃の諸軍長崎へ發向の事

茲へ七年二月朝廷遂へ臺灣の罪を問んと欲し。蕃地
事務局と置き。參議兼大藏卿大隈重信を其長官とす。
陸軍中將西郷從道を都督へ任す。米人李仙得を延く。
其謀議へ與らしめ。陸軍少將谷干城海軍少將赤松則良と

參軍とあり。陸軍少佐福島九成を清國厦門領事は任
 臺灣蕃地の事小參與せしむ。別小米人カッセルワッソ
 と延く。軍事を贊しめ又米人英人小船を借り諸運輸小
 便せんこと。四月西郷都督以下兵艦を率め往て長崎小
 泊と尋ぐ大隈長官福島領事も亦至る。是時我邦
 在留の米國公使ロシカム我政府小建議を其文小曰く。
 凡同盟國兵事あつと此ハ我人民及び船舶を貸しを
 許さるる載中規則小あり。今貴國政府の臺灣
 小事ある。兵事小非と云と雖既小軍艦士卒を發し
 清國の版圖小入ハ則清國の戦と目するハ必定あり。

其備役する所の人民船舶等苟も我米國小係まれば
 必も我を以て貴國を援ると爲ん。請ふ速小之と返さ
 んこと紙

外も英國公使等も亦清國の異議を生せんことと言ふ是
 小由く内閣再議する所有んと欲し此月十九日。樞少内史
 金井之恭と長崎小遣り。遽小其行と停しむ。由て樞少内
 史其内旨と大隈長官小傳へ暫く長官と歸京せしめん
 とす。長官大驚き急小李仙得の旅舎小至り。西郷都督と
 會し其状と告ぐ。都督等憐す。此時小方り。東京より許
 多の兵士等出張し。其他薩州の徵募兵熊本の鎮臺兵

佐賀の追討兵杯漸々此地小来り總勢合せて三千餘人
何までも屈強の壮士あまご一日も早く番地へ押渡んとする
折々略内旨の所以を聞き各自憤懣して熊本及大坂
の臺兵五大隊を以て急にお東京へ入り政府の姑息を震
起せんあご流言一軍情大に騷擾せり。

西郷都督以下蕃地へ航海の事

斯く廿六日長官直都督の旅館へ至り具内旨と述べ
以て後命を疾めんことを都督肯せんとて曰く從道嚮
都督の命を奉ざるや議の或を渝らざるを矢とて公亦
之を知り夫師出く途お在り逗遛數十月既お機を失

る尚何ぞ日を曠らして以て後命を疾ん從道無似と
雖も既お勅書と奉せり縱令大府の來諭あるも我素よ
り前議を變ぜども公奉お之を告げ抑從道我今日と觀る
お朝よ令して夕お改め人を以て危疑惶あざらむ甚
ご國を治るの法を得たりとせよと陸軍の兵散じて各處
おあり駕馭一たび機を誤らむ潰裂して復収集とて
どもさるべし其禍乱曩の佐賀の比お非ど是吾苦慮とる
所あり即強く我を止るおるべし吾直お勅書と奉還し自ら
蠻虜の巢窟と擣き死して後お己んのも乃清國異議と
生せば政府答るお脱艦賊徒を以せよ復政府も嫌なる

了と意色甚だ決せり。長官曰く。金井内使使する所以の
敢く此舉と止る非ど。諸外國公使の異議ある故。再議
し。後日と善せんとする耳と懇々之を説諭も。然るも都督
の即夜將士ふ令。發港の期と刻。炭水等と峙て諸
艦と装とむ。米人李仙得以下。亦速に發艦せんと欲
翌廿七日。福島領事及び米人二名。其他兵士二百餘人。都
督の命を奉。有功艦に乗。先發して清國厦門に
赴り。是時方り。都督以下諸將士。抑留せざるを
電報東京に來り。内閣紛然既。大久保參議佐
賀の乱を平げ。還る。朝議直に參議と長崎に遣り。便

宜ゆる事と處置せしむ。因て廿九日參議東京と出發
せり。あつ。西郷都督へ五月二日と以。諸軍を發せん
と。期先。一日大酒宴と張り。諸將士及び事
與る吏員を郷食せ。二日終。日進孟春。明光三國の諸
艦錨を拔。發。西郷都督。未。發せ。其三日大久保
參議長崎に入。直。大隈長官。及び西郷都督等と會
し。米人李仙得及び「カッセル」「ワッソン」の任を解の事等
を議。遂。蕃地の要分と決。漫。兵を交。こ
か。六日參議李仙得を從。長崎を發。こ
歸京。九日長崎に於。米船「シャツホリイ」一艘を購ひ

社寮丸と名づひ英船ヲルター」を購ハ高砂艦と名づる。急小出帆の準備をせし。十六日都督以下高砂艦に乗。長崎を發し。尋ぐ社寮丸も亦發せり。初め都督坂本其を以て兵を鹿兒島縣に募らめ。且其兄隆盛小告く曰く阿兄志大あり深謀あり然も事或い全を得ざ弟不肖と雖も今都督の命を奉じ。海陸の兵を總べ遠く異域に入んとす。事必成功を期す。阿兄とを凱旋の時を疾と因く具募兵の事と述べ。隆盛頗る其志氣を嘉し。遂に坂本を輔く。壯士八百餘人と募り之を捕頭お送り別を叙して曰く今より卿等死生

の機皆之を都督お聽と衆奮然踴躍して去る。是に至り皆蕃地にお出發せり。蓋し豊太閣征韓の後軍と海外にお出を者之を始とあまをりし。

近世太平記二篇卷之上畢

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

8

